

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目次
◇告示 生活保護法による医療機関の指定
保安林の指定の解除
土地改良事業の認可

◇選管告示 都市計画の案の縦覧
選挙管理委員会の招集
◇雑報 一時保護を加えた児童の所持していたもの

告示

鳥取県告示第八百号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市伏野字砂浜二二五八の六から二二五八の八まで、二二五八の八から二二五八の八六まで
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第八百二号

倉吉市山根四十三番地藤井佐代はか十一人の者から申請のあった数人が共同して行なう土地改良(上井駅裏地区区画整理)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十一月二十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十五年十一月十八日	上山整形外科医院	鳥取市湖山町中町一二二六	整形外科、理学診療科、外科	上山奎自

鳥取県告示第八百三十三号

日吉津村長から申請のあつた村営土地改良（日吉津地区農道整備及びかんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和四十五年十一月二十八日認可したので、同法第九十六條の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百四号

北条町長から申請のあつた町営土地改良（曲地区老朽ため池補強）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和四十五年十一月二十八日認可したので、同法第九十六條の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百五号

鳥取都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の決定について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七條第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を定める土地の区域

鳥取市東町一丁目、二丁目、三丁目、西町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、湯所町一丁目、二丁目、丸山町、尚徳町、栗谷町、江崎町、材木町、玄好町、片原一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、二階町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、茶町、元魚町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、川端一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、元町、戎町、南町、寿町、新品治町、薬師町、相生町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、掛出町、元大工町、上魚町、鍛冶町、若校町、桶屋町、職人町、新町、馬場町、上町、中町、大榎町、庵丁人町、大工町頭、御弓町、吉方町一丁目、二丁目、立川町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、吉方、寺町、弥生町、東品治町、吉方温泉町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、瓦町、今町一丁目、二丁目、行徳、西品治、末広温泉町、永楽温泉町、栄町、田島、田園町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、青葉町一丁目、二丁目、三丁目、松並町一丁目、二丁目、三丁目、浜坂、覚寺、円護寺、百谷、滝山、小西谷、岩倉、卯垣、古市、富安、吉成、大覚寺、的場、宮長、叶、数津、賀露町、新、雲山、正蓮寺、桜谷、東今在家、大杓、杉崎、津ノ井、生山、桂木、船木、広岡、海蔵寺、香取、紙子谷、弥宜谷、東大路、中大路、西大路、久末、美和、古郡家、越路、円通寺、八坂、橋本、蔵田、国安、馬場、赤子田、長谷、倭文、玉津、横枕、猪子、向園安、竹生、上味野、朝月、下味野、源太、野寺、服部、菖蒲、古海、徳尾、有富、中村、篠坂、西今在家、北村、本高、大塚、下段、野坂、宮

谷、大桶、嶋、里仁、岩吉、布勢、桂見、高住、良田、足山、三山口、吉岡温泉町、長柄、妙徳寺、瀬田蔵、双六原、洞谷、矢矯、松原、金沢、六反田、大畑、福井、伏野、白兔、小沢見、内海中、三津、御熊、湖山町、秋里、晚稻、南隈、江津、安長、徳吉及び商栄町

岩美郡国府町大字奥谷、宮ノ下、中郷、町屋、庁、国分寺、法花寺及び麻生並びに大字美敷字中溝、立ヲサ、一丁田、五反田、八反田、船田、大谷、西浦、南西浦、上麦田、南小縄手、小縄手、大縄手、垣ノ内、細田、福田地、奥福田地、畑田、前田、上前田、宮ノ前、上三田、隠居土居、中土居、管ヶ谷、仏ノ尾、下後面、上後面、東土居、太田、柿ヶ坪、赤尾、清水谷、護喜田谷、護喜田、寿古宇谷、岩ヶ平、小谷、狼谷、岡尾、長尾式度村、金内、城ヶ岡、小鉄ユウ、上通り谷、下シ、通り谷、石谷平、研石場、砂田、奥五反田、小金谷、湯坪、清水平、勝田ヶ平、仏山、今滝、谷石谷、折角谷及び宮ノ谷

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六 鳥取市役所

岩美郡国府町町屋三〇五ノ一 国府町役場

四 縦覧期間

昭和四十五年十二月四日から

昭和四十五年十二月十七日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和四十五年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十五年十二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十五年十二月七日 午前十一時

二場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三議題 (1) 鳥取県知事選挙の結果について

(2) 鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程の一部改正について

〇五二

雑報

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第104号）第33条の規定により、一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和45年12月4日から6箇月以内に出してください。

昭和45年12月4日

鳥取県中央児童相談所長

金品の名称	種類	数量	金額	児童が金品を所持するにいたつた経緯
自転車	ナショナル製5段変速ギヤ付(車体番号N12168号)	1台	時価5,000円	昭和44年1月30日ごろの午後5時ごろ、鳥取市瓦町地内瓦町遊園地内において、駐車していた所有者不明の中古自転車1台時価5,000円相当を徴取